

## 8月3日からの大雨による農作物被害に伴う経営相談窓口設置要領

令和4年8月5日  
経営普及課

### 第1 目的

令和4年8月3日からの大雨による農作物被害等により、農業経営への影響が懸念されるため、農業者への相談窓口を設置し、経営の継続を支援する。

### 第2 設置主体

村上地域振興局農林振興部、新発田地域振興局農業振興部、新潟地域振興局農林振興部（農業普及指導センター）、新潟県農林水産部経営普及課

### 第3 実施内容

- (1) 農作物被害等についての相談全般
- (2) 制度資金の活用等についての経営相談
- (3) 今後の農作物管理についての技術相談

### 第4 相談窓口実施期間

令和4年8月8日（月）から当面の間  
（土日祝日を除く毎日 8:30～17:15 に開設）

### 第5 相談窓口設置場所等

地域振興局農林（農業）振興部内に設置し、市町村、農業協同組合と連携して農業者への周知及び相談に対応するものとする。

### 第6 報告

地域振興局農林（農業）振興部長は、相談窓口の設置状況、相談件数及び内容の実績について経営普及課に報告するものとする。

### 第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。